

# 第2期南房総市行政改革実施計画 成果報告書

平成27年7月  
南房総市

# 目 次

## 1 市民との協働

### (1) 市民との協働の推進

- ① すべての市民が行政参加できる環境づくり . . . . . 1
- ② 男女共同参画社会の実現 . . . . . 2

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

- ① 新たな行政システムへの転換 . . . . . 3
- ② 外部委託・民間活力の導入 . . . . . 4
- ③ 行政事務の電子化 . . . . . 5
- ④ 委員会・審議会等の見直し . . . . . 7
- ⑤ 行政評価システム . . . . . 7

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

- ① 経費の節減等 . . . . . 8
- ② 健全な財政運営の確保 . . . . . 12
- ③ 補助金等の適正化 . . . . . 12
- ④ 業務の一元化 . . . . . 13
- ⑤ 公共的団体、出資法人の強化 . . . . . 14
- ⑥ 公営企業の経営健全化 . . . . . 15

## 3 公共施設再編の推進

### (1) 公共施設の見直しの検討結果の実現化への移行

- ① 公共施設等の適正配置と効率的な運営 . . . . . 17

### (2) 公共施設等の有効活用

- ① 公共施設等の有効活用 . . . . . 19

## 4 組織機構の見直しと定員の適正化

### (1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

- ① 組織機構の見直し . . . . . 20
- (2) 定員適正化と給与水準の適正化
- ① 定員の適正化 . . . . . 20
- ② 給与水準の適正化 . . . . . 22

## 5 人材育成による職員の資質の向上

### (1) 職員研修の充実

- ① 職員研修 . . . . . 23
- (2) 人事評価制度の活用
- ① 人事評価 . . . . . 23

## 6 歳入の確保

### (1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策

- ① 税収入等の確保と受益者負担の適正化 . . . . . 24
- ② 自主財源の増収対策 . . . . . 25

# 1 市民との協働

## (1) 市民との協働の推進

### ① すべての市民が行政参加できる環境づくり

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	地域づくり協議会交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域に地域づくり協議会を創設し、地域課題に向けた事業を実施する。</li> <li>・事業の推進を図るため、地域づくり支援員の設置、地域づくり担当者（職員）など人的支援を行っていく。</li> </ul>	地域づくり協議会の創設  地域づくり協議会の活動支援	協働によるまちづくりを進めるにあたり、市民が主体となって住民自治に取り組む中核的組織が必要であるため、旧町村単位に「地域づくり協議会」を創設し地域課題の解決、地域資源の活用等に取り組む基盤組織を整備し、それぞれの活動を通して市民自ら地域づくりに携わり、地域の連携を強化する機運の醸成に繋がる仕組みづくりを構築した。 しかしながら、急激な少子高齢化の進行、不安定な経済状況等の社会環境の変化に即応できる組織としては未だ脆弱であることから、市民の多様なニーズ等に柔軟に対応できる組織へと進展させ、今後ともより一層市民と行政が地域を支えながら、地域への愛着と誇りを持った住民主体の活動が展開できるよう、組織強化を図っていく必要がある。	企画部 市民協働課
2	市民活動団体と行政との協働推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民提案型まちづくりチャレンジ事業で発掘した市民活動団体を自主的・自発的にまちづくり活動を行う団体から協働のパートナーとするため、組織基盤を強化するための施策を実施していく。</li> <li>① 団体連携補助金の創設</li> <li>② NPO法人化補助金の創設</li> <li>・地域力を育むモデル事業の実施結果等を踏まえ、市民活動団体等と行政の協働事業を更に進めるとともに、市民からの提案により公共サービスを実施する制度を構築する。</li> </ul>	団体連携補助金の創設  NPO法人化補助金の創設  協働型公益サービス推進事業	自主的・自発的にまちづくり活動を行う市民活動団体の発掘及び育成に努めるとともに、協働のパートナーとなる市民活動団体の組織強化を図りながら、市民と行政の協働によるまちづくりを促進し、市民が主体となった地域づくり活動の支援を行った。 今後とも継続・持続可能な活動として、市民主体の地域づくりをより発展させるため、未実施分野（女性・子どもの活躍促進等）の市民活動団体の発掘・育成に努めるとともに、対話と交流による連携・協力体制を確立するための事業等の新たな事業展開を推進する必要がある。	企画部 市民協働課
3	自主防災組織の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織を設置していない行政区に対して自主防災組織のモデル規約を作成し、組織されていない地区に配布した。引き続き組織づくりを推進していく。</li> </ul>	自主防災組織の拡充	各地域の行政連絡員会議で、自主防災組織の設立について検討をお願いし、併せて自主防災組織補助金を活用してもらい、防災の意識向上を図った。 平成24年度…24地区 補助金総額 2,892,000円 平成25年度…22地区 補助金総額 2,790,000円 平成26年度…25地区 補助金総額 3,467,000円	市民生活部 消防防災課
4	地域のニーズにあった公民館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と協働で取り組む生涯学習推進事業の実施</li> <li>・人材登録制度の創設及び活用(人材の情報提供、リーダー養成講座など)</li> <li>・地域づくり協議会等との協働による公民館事業運営の検討</li> </ul>	市民協働生涯学習事業  人材登録制度（リーダー養成等）  地域づくり協議会等との協働事業運営	全7地区で生涯学習推進員が企画した市民ニーズにあった講座を開催している。 人材登録制度「まちの先生」は、登録者自身による企画講座や公民館講座の講師として、市民へ講師の紹介など、市民の自主的な学習機会の提供に活用している。 生涯学習推進員が企画する講座などで、地域づくり協議会との情報を共有し講座の開催に活用した。	教育委員会 生涯学習課

# 1 市民との協働

## (1) 市民との協働の推進

### ② 男女共同参画社会の実現

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	男女双方の視点に立った公共サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女双方の視点に立った公共サービスの推進を図るため、審議会などにおける女性委員の登用割合を30%以上となるように努める。</li> <li>・女性不在審議会等に対して、女性委員の登用するよう積極的に働きかけを行う。</li> </ul>	審議会等への女性の登用割合を30%以上とする 女性不在審議会等への女性委員の登用の促進	南房総市の特性を活かした男女共同参画社会の実現に向けて「第2次南房総市男女共同参画推進計画」を策定し、南房総市らしい男女共同参画社会の実現に向けて研修会の開催等、啓発活動に努めた。 しかしながら、第1次計画に引き続き目標とした、審議会などにおける女性委員の割合を30%に引き上げる目標は達成できていない状況である。 男女共同参画社会の実現のため、政策・方針決定の場に男女が共に参画する機会を増やすことの必要性を重視して今後とも女性委員の登用促進を推奨していく。	企画部 市民協働課

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

#### ① 新たな行政システムへの転換

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	新たな行政システム研究会による行政システムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年7月に組織された行政システム研究会を活用し、課や部を超えて横断的に取り組むべき事業や集約した方が効率的な事業等を整理し、実施に向けて検討を行う。</li> </ul>	本庁及び支所業務の見直し	<p>合併時あった6支所について、平成24年度に千倉支所を朝夷行政センターとし、既存の支所機能を維持したうえで、朝夷地区の観光施設や市道等の維持管理、緊急時の現場対応等を担う機関に転換した。また、その他5支所は地域センターとし、諸証明発行を主に取り扱う出張所に転換した。</p> <p>また、機能の転換にあたり、取扱業務・事務執行方法の精査を行い、本庁及び朝夷行政センターに限定できる業務の集約化を実施するとともに、従来、各支所に配備していた戸籍システム、基幹・福祉系システムを再構築し、ネットワーク化による安価で簡素な仕組みに転換した。</p> <p>また、部や課を超えて横断的に取り組むべき事業や、集約した方が効率的と考えられる業務について検討し、児童公園を除く公園の管理一元化と、防犯灯と観光街路灯について一元化と併せLED化を実施した。</p> <p>引き続き事務事業の統廃合、改善など、事業の再構築を推進する。今後は、本研究会によらず、関係部署で機動的に行う。</p>	総務部 行革財政課
2	市民課窓口業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種証明書の宅配サービス 一人で外出することが困難な方で、家族による申請も困難な場合に、電話等による申請に基づき、職員が直接自宅に住民票等を届ける。</li> </ul>	各種証明書の宅配サービス	<p>平成23年度より、各種証明書の宅配サービスを実施し、市民サービスの向上を目標として取り組んでいる。</p> <p>今後においても広報等で市民に周知し、外出困難者の利便性やサービスの向上に努める。</p>	市民生活部 市民課
3	公共交通の連携、運行体制の見直し	<p>地域公共交通会議において、公共交通の果たすべき役割を明確にしなが、関係者の合意形成を得て地域のニーズに即した輸送サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活路線バスの維持。</li> <li>地域ニーズに対応した運行への再編。</li> <li>地域内にある交通手段の有効利用。</li> <li>サービス水準確保のためのデマンド型交通システムの推進。</li> </ul>	<p>生活路線バスの維持</p> <p>地域ニーズに対応した運行への再編</p> <p>地域内にある交通手段の有効活用</p> <p>サービス水準確保のためのデマンド型交通システムの推進</p>	<p>地域公共交通会議において、公共交通の果たすべき役割を明確にしなが、関係者の合意形成を得て地域のニーズに即した輸送サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活路線バス（丸線・平群線・豊房線等）の維持を行った。</li> <li>電話予約型乗合タクシーの実証実験 丸線・平群線の乗降調査及び高齢者アンケート調査等に基づき、既存交通体系再編への検討として、三芳・丸山地域において電話予約型乗合タクシーの実証実験を行ったが、目標輸送量に達しなかったため7月末をもって終了。</li> <li>今後の公共交通の確保維持に向けて地域公共交通網形成計画の策定及び地域公共交通再編実施計画の検討 公共交通がまちづくりに果たす役割と事業者間連携を図る目的から、課題解決に向け資源の有効活用等を関係者の役割分担でまとめる必要がある。</li> <li>このため、地域公共交通の全体計画である地域公共交通網形成計画の策定を行い、引き続き当該計画の詳細計画となる地域公共交通再編実施計画の検討を行う。</li> </ul>	企画部 企画政策課

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

#### ② 外部委託・民間活力の導入

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	民間委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の見直しを行い、導入可能な事業について、横断的な組織である「新たな行政システム研究会」などにおいて検証し、実行に向けた取組を推進する。</li> </ul>	横断的なアウトソーシングの推進	<p>平成25年度に、教育委員会部局において、スクールバス運行業務及び学校給食調理等業務が全面委託に移行している。</p> <p>平成22年度に検証した包括的外部委託については、労務面で事務負担軽減となるものの、一方の経費面で15%程度の増加が見込まれることにより、効果的なアウトソーシングとはならない状況である。</p> <p>このことから、定員適正化と事務事業の再構築を推進する中で、費用とサービスのトータルバランスを考慮しながら、更なる事務事業集約を行って費用対効果を高める必要がある。それに併せ、委託事業の実効性を検証しながら、効果的なアウトソーシングを推進する。</p>	総務部 行革財政課
2	公共施設の管理運営方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き、指定管理者導入について職員の共通認識を深めるとともに、より良い制度の運営について調査研究を推進する。</li> </ul>	指定管理者制度の導入	<p>指定管理者制度の的確な運用と公の施設の適正な運営の確保を図るため、平成22年9月に千葉県館山警察署と暴力団を排除するための連絡協力体制の確立についての協定を締結した。それを踏まえ、暴力団排除についての内容を加えるほか、公共施設の再編などによる公益上の理由による指定期間満了以前の取り消しなど、南房総市指定管理者制度ガイドラインについて、所要の改訂を平成22年度に実施した。</p> <p>また、指定管理者選定委員会を附属機関として明確化し、南房総市指定管理者制度ガイドラインについて、所要の改訂（第2次改訂）を実施した。</p> <p>○5施設について、新規導入した。</p> <p>今後も制度の導入にあたっては、施設の目的や種類、運営形態など様々なものがあるため、ガイドラインの基準に基づき、サービスの向上やコストの縮減等が可能な施設を精査し、指定管理者制度の導入を積極的に推進する。</p>	総務部 行革財政課
3	収納業務の民間委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務の民間委託</li> <li>電話催告に係る徴収業務民間委託</li> <li>コンビニ収納</li> <li>クレジット収納</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務の民間委託</li> <li>電話催告に係る徴収業務の民間委託</li> <li>コンビニ収納</li> <li>クレジット収納</li> </ul>	<p>民間委託について、平成24年度において検討したが、当地域内に委託できる民間業者がないことや民間委託しても委託できる業務範囲が制限されることから実施しないこととした。</p> <p>多様化する就業形態を鑑み、平成24年度から導入したコンビニ収納により、納税者の利便を図っている。</p> <p>今後は、口座振替不能者の対応等、業務の拡充について検討を行う。</p> <p>クレジット収納については、納付者の就業形態の多様化に伴い、端末により行う決済が一般化されている昨今、市税等の公金についての対応を検討、手数料及びシステム改修費の増加等から口座振替並びにコンビニ収納の周知を行うこととなったが、今後の導入について、県税、他市の動向について調査を行い、検討を重ねる。</p>	総務部 税務課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
4	境界査定（確定）業務の民間委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な事務執行を図るため、官民境界確定代行業務を（社）千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する。</li> </ul>	境界査定（確定）業務の民間委託	<p>平成23年度からの実施に当たり、（公社）千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と単価契約を行い、契約から支払いまでの事務の効率化を図った。</p> <p>境界確定業務は、個人の財産に大きく影響するものであることに加え、周辺の今後の境界決定に大きな影響があるため、資格者の判断を反映することが望ましいため、今後も同様の方法により業務を継続していく。</p>	建設環境部管理課
5	スクールバス管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールバスの運行管理規程、利用管理規程の整備を行い、通学支援対策を図る。</li> <li>運行業務委託の実証検討</li> </ul>	<p>運行管理規程作成</p> <p>利用管理規程作成</p> <p>見直しに係る運行管理業務の一部実施</p> <p>見直しに係る運行管理業務</p>	<p>平成23年4月1日施行で通学以外にスクールバスを使用する場合の運行管理及び利用手続き等を整備するための「南房総市通学バス特別運行管理運営規則」を制定した。</p> <p>このことにより使用の範囲や時間、許可手続き、使用条件、損害賠償等に関する事項が明確化され、適正な運用が図られた。</p> <p>引き続き運行管理規程及び利用管理規程の作成について検討する。</p> <p>全てのスクールバスの運行管理を民間委託することができた。</p>	教育委員会教育総務課

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

#### ③ 行政事務の電子化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	情報化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の計画終期が平成22年度であることから、次期計画を策定する。</li> <li>P D C Aによる見直しを実施する。</li> </ul>	<p>次期情報化計画策定</p> <p>次期情報化計画の推進</p>	<p>平成23年度に策定した第2期情報化計画のもと、行政事務の効率化を推進した。</p> <p>行政システムでは庁舎間ネットワークの見直しを行った。また基幹システムやG I Sシステムではクラウド型に移行する事で災害時の業務継続性を強化した。</p> <p>市民向けのサービスではフリースポットの導入やホームページのリニューアル、パソコン教室の開催等を行った。</p>	企画部情報推進課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
2	防災行政無線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線設備の整備方針を、21年度中に決め、22年度基本計画を策定し、23年度実施計画、24年度から設備整備を実施する。</li> </ul>	基本計画 実施計画 設備整備	災害に関する情報等を迅速・確実に伝達し、住民が安心して暮らせるまちづくりを構築するため、防災行政無線のデジタル化を平成24年度から平成26年度にかけて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線中継局 設置・運用開始</li> <li>・屋外子局 設置・運用開始</li> <li>※3カ年計184箇所</li> <li>・戸別受信機製造・配布</li> <li>・移動系無線機の整備</li> </ul>	市民生活部 消防防災課
3	税業務の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省のi-japan戦略で重点分野とされる電子自治体の構築に向け引き続き、電子申告や電子申請等を推進していく。</li> <li>・税務業務の中でも専門的な知識を要する家屋評価業務の処理の簡素化と効率化を図るため最新の家屋評価システムへの更新を実施する。</li> </ul>	電子申告・電子申請等の推進 家屋評価システムの更新	電子申告・電子申請推進のため、ホームページ・広報を活用し、積極的にPR周知した結果、利用者拡大が図れた。 平成23年度に家屋評価システムを整備完了したので、現段階では、電子化目標を設定する予定はない。	総務部 税務課
4	G I Sを活用した災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な取組みとしてG I Sを活用した災害対策を進め、関係機関で情報を共有することで、迅速な対応が期待できる。</li> <li>・具体的には、G I Sに住宅地図を反映させ、高齢者や障害者等の要援護者情報、災害履歴やハザードマップ、避難所、防災倉庫などを落とし込み、瞬時に災害危険箇所などの情報と要援護者の位置関係が分かるようにしておく。</li> <li>・現行のG I Sでは前述のような対応ができないため、活用するためには住宅地図の反映に経費が掛かることから、費用対効果の観点からどこまで取り組むかを全庁的に協議する必要がある。</li> </ul>	G I Sの活用	G I Sを活用した災害対策の推進から、別システムによる対策に切り替え、平成23年度に災害時要援護者避難支援システムを導入した。 要援護者（避難行動要支援者）について、登録に同意した住民データの調査・入力を実施し、民生委員に情報提供した。 「高齢者のカプセル事業」との情報共有、消防防災課・情報推進課等関係各課との調整を図り、行政区（自主防災組織）・消防・警察との情報共有を図っていく必要がある。	保健福祉部 社会福祉課
5	情報化の推進等による農地基本台帳等の事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度、農地の貸借に係る情報中、基盤強化促進法に基づく農地の貸借関係に関する情報の整備を行う。</li> <li>・農業委員選挙人登載者の情報を農家台帳に入力し、農業委員選挙人名簿登載申請事務の効率化を図る。平成22年度以降、旧町村で行われた農地法第3条、4条、5条許可済み地に係る農地の情報を入力し、農地事務に関する効率化を図る。</li> </ul>	農業振興地域、農用地の情報 農地法第3～5条許可申請に係る情報 農家の営農等に係る情報の整備	農地法の各種申請に係る許可等の情報を随時入力することで、農家台帳システムの情報を最新の状態で整備することができ、事務の効率化を図ることができた。また、合併時に統合した農家台帳システムの情報を、平成26年11月に固定資産税及び住民基本台帳の情報を元に更新し、現在は、最新の情報で管理することができている。 平成27年4月より、農地法の改正に伴う農地情報の公開が義務付けられたため、全国農地情報公開システムと連携し、農地と農家に関する情報が一元管理されることとなった。そのため、農地及び農家情報の正確性を高め、迅速な事務処理をする必要がある。	農業委員会

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

#### ④ 委員会・審議会等の見直し

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	委員会・審議会等の見直し	・各種委員会や審議会委員数については、合併による地域配分や人口減少等の要素等を考慮し、見直しを図ることとする。	委員会・審議会等の見直し	「南房総市附属機関等の見直し方針」に基づき、附属機関等の必要性、構成人数等について検証し、改正できるものは改正するなど適正化が図られた。 ○行政改革推進委員会（16人以内→10人以内） ○表彰審査会（学識経験者10人を除くこととした） ○男女共同参画推進会議（15人以内→10人以内） ○農政審議会（28人→23人） ○地産地消推進協議会（廃止） ○三芳新規就農支援施設審査委員会（廃止）	総務部 総務課
2	非常備消防の運営の見直し	・消防団の定数及び分団の統合については、今年度安房郡市広域市町村圏事務組合で作成する「安房郡市消防本部基本構想・推進計画」及び、平成22年度実施の「市町村消防施設整備計画実態調査」に基づき検討をする。これに先がけて、将来の消防団組織のあり方について検討を始める。	消防団員定数見直し 消防団組織の見直し 消防詰所配置計画	地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面で優れた組織であり、大規模火災時の対応や身近な災害への取組等地域の安心・安全確保のうえで不可欠な組織である。消防団員定数の1,052名については、団員定数を堅持することで、消防団本部会議等で協議がされた。 しかし、消防団員確保が難しくなっているなか、消防団組織検討委員会を開催し、機能別消防団員制度の導入や、定年、任期について継続的に協議を始めた。 消防団詰所配置計画については、計画に基づき海拔の低い詰所移転を行っている。	市民生活部 消防防災課

## 2 事務事業の見直し

### (1) 新たな行政システムへの転換

#### ⑤ 行政評価システム

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	事務事業の外部評価の実施	・現在まで見直しが困難だった事業について、新たなシステムである外部評価を活用し、試行を重ねながら実施し、必要性や本来のあり方などを市民の視点で評価・分類することで市民本位の行政サービスの再編・統廃合を図っていく。	外部評価の導入	外部評価の前提となる行政評価制度を検討した。 行政評価制度は、「身の丈にあった歳出規模」を実現するため、事業の再構築や取捨選択を進めるための有効なツールであり、総合計画の進行管理や予算編成との連動など経営ツールとしての効果も期待できるが、一方で、事務負担に見合った成果が得られにくく負担感ばかりが強いという短所もあり、事業再構築ツールとしての有益性を見出せないため導入には至っていない。 今後の取り組みとして、実効性のあるサマーレビューの充実を目指していく。	総務部 行革財政課

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ① 経費の節減等

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	文書保存及び管理の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書管理の事務の効率化や合理化について検討を進める。</li> </ul>	文書保存及び管理の合理化	今期については、公共施設再編に伴う旧町村役場の利活用と廃止のため、旧町村役場にあった合併前公文書を集約する課題があったが、白浜公文書庫に集約することにより、合併前公文書目録を整理することができた。これにより合併前公文書が必要な場合に、スムーズに探し出すことが可能となり、事務効率の向上を図ることができた。 公文書廃棄作業により出る使用済みファイリング用品を整理することにより再利用のための体制が確立した。各所属の要望数に対して不足のみ新規に購入することとなり、消耗品費の軽減を図ることができた。	総務部 総務課
2	公用自動車の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用自動車の適正配置を検討し、配置計画に定める台数に調整する。</li> <li>経費削減の観点から、共用車制度の実施を検討し、公用自動車の有効活用を図る。</li> <li>公用自動車の更新は、低排出・低燃費の低公害車や軽自動車を選択し、維持管理経費の削減を図る。</li> </ul>	公用自動車の適正配置 共用車制度の導入 低公害車等の導入	公用車の配置については、概ね適切に行われた。 共用自動車については、グループウェア予約システムの運用によりリアルタイムで確認が出来るようになり、スムーズな業務遂行につながっている。 引き続き、組織改編と併せ、公用車の適正配置についての再検討を行う。 共用自動車（低公害車）の購入と増車を検討する。	総務部 行革財政課
3	省電力化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路照明や庁舎をはじめとする施設の照明器具にLED等の省電力製品の導入を費用対効果に留意しながら推進する。</li> </ul>	LED化の推進	本庁舎のLED導入を引き続き検討したが、器具交換コスト（直管蛍光灯40W以上）の観点より実施を見送った。 庁舎をはじめとする施設の照明器具に、LED等の省電力製品の導入を費用対効果に留意しながら、新たな施設整備事業において推進する。	総務部 行革財政課
4	訪問看護ステーションの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーション業務は国庫補助事業の制約が平成24年度までとなっているが、平成25年度以降の方向性については、民間への移譲等を含め、見直しを検討していく。</li> </ul>	訪問看護ステーション事業の見直し	訪問看護ステーションは、国庫補助事業の制約により平成24年度まで運営し、利用者が安心して在宅療養出来るよう支援してきたが、人件費の増加、新規利用者の減少に伴い、費用対効果を考慮し民間事業所への移行が適当と判断し、利用者が療養生活に支障がないように事業所を選定し引き継ぎ、平成25年3月31日をもって廃止した。 その結果、財政効果率は100%となり、人件費3人分を一般会計に移行できた。	保健福祉部 健康支援課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
5	母子保健事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターが開設されたことにより、育児相談・親子の交流の場が常設されたため、母子保健事業の類似事業である育児支援事業「おひさまくらぶ」を子育て支援センターの事業に統合する。</li> </ul>	「おひさまくらぶ」事業を子育て支援センター事業に統合	<p>&lt;取り組みへの考え方&gt; 三芳保健センターで実施していた育児相談事業「おひさまくらぶ」の見直しを行い廃止、統合を推進する。</p> <p>&lt;主な成果&gt; 当該事業を平成22年度に廃止し、平成23年度から子育て支援センターで実施している相談事業に統合した。</p> <p>&lt;改善点&gt; 子育てをめぐる環境の変化により、子育て家庭の孤立化、負担感が高まっている状況がみられる。 また、子ども・子育て支援新制度の施行により利用者支援事業を主とした、情報提供及び相談・助言機能の強化・拡充が求められている。</p>	教育委員会 子ども教育課
6	ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化・資源化の推進を図るため、市民への啓蒙活動(広報誌・ホームページ)や環境学習(市民環境大学、小中学校)を引き続き実施する。また、生ごみの減量化・堆肥化を図るため、一般家庭における生ごみ処理容器等購入費助成を引き続き実施する。</li> <li>一般廃棄物処理基本計画(可燃ごみ)より 基準年 平成18年度 11,864t 実績 平成19年度 12,466t " 平成20年度 11,503t</li> </ul> <p>目標年を平成24年とし、基準年よりも1,498tの減量化を目指す。</p>	ごみの減量化・資源化	<p>ごみ減量化・資源化の取り組みについては各種施策に取り組んできたが、ごみの減量という結果には至っていない。 しかしながら、ごみの減量については、住民各々の意識付けと行動が不可欠であることから、各種施策を継続して実施するとともに、根強く啓発しながら、ごみの減量化に取り組む必要がある。</p>	建設環境部 環境保全課
7	水稲防除実施方法の改善及び事務局の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲生産者が主体となり、水稲防除を行う体制作りを検討し随時実施して行くとともに、事務局の見直しを併せて検討して行く。</li> </ul>	実施体制及び植物防疫協会事務局の見直し	<p>水稲生産者が主体となり、防除事業が行える体制作りを目標とし、アウトソーシングの導入も含め関係機関、生産者等と協議調整を図り、効率的で効果的な事業が行えるよう事務局及び運営方法について見直しや検討を行った。 また、平成25年度に導入した水稲病害虫防除事業支援システムの活用を図り、南房総市農業支援センターに入力業務のアウトソーシングを行った。 事務局業務をJAへ移管しようと協議を進めたが不調であったため、引き続き検討を行う。</p>	農林水産部 農林水産課
8	農業用廃プラスチックの回収方法の改善及び事務局の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局については当面の間現状のままとし、ビニールの販売業者及び使用者(生産団体)が主体となり、回収及び搬入を行う体制作りを推進する。</li> <li>販売業者からの協力金及び搬入者からの処理費の一部負担を検討していく。</li> </ul>	<p>回収方法の改善</p> <p>販売業者からの協力金</p> <p>処分費の負担(生産者)</p> <p>事務局の見直し</p>	<p>農業用廃プラスチックの回収は、適正に処理されなければ不法投棄や野焼き等、環境面に及ぼす危険性が高いため、農家、販売業者、行政による処理体制づくり、組織のあり方を検討した。 回収箇所は見直しを行ったが、販売業者からの負担金徴収や、事務局の外部委託の協議を進めたが不調であったため、引き続き検討を行う必要がある。</p>	農林水産部 農林水産課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
9	里山づくり拠点整備事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安馬谷里山研究会との協定期限の平成23年度までは現状のままとし、その間に今後の方針を検討していくが、県の里山活動協定の認定を受けていること、都市交流の拠点となっていること等、内容を精査し今後も継続していく。</li> </ul>	里山づくり拠点整備事業のあり方	<p>整備された里山でハイキングイベントや地域小学生の記念植樹等が実施され、市民や都市交流等で有効活用されている。 今後も継続的な保全を図っていく。</p>	農林水産部 農林水産課
10	海水浴場の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる海水浴場開設に係る経費の見直しを行う。</li> <li>・海水浴以外の海岸利用も視野に入れ、来訪者のニーズにあった海岸の利用、エリア設定等を検討する。</li> <li>・市内10箇所の海水浴場の見直しを行い、設置数の削減と各海水浴場の規模縮小を検討したうえで、重点的な環境整備・施設整備を行う。海水浴場での分煙化などタバコのポイ捨てをなくし、海岸美化を図る。</li> </ul>	海水浴場の見直し	<p>市内10箇所（富山1、富浦3、白浜3、千倉2、和田1）の海水浴場開設数は、他市町村に比べ多く（館山市8、鴨川市5、鋸南町5）期間縮小や削減を含め、関係者と協議検討した。 平成25年度から開設期間を31日間以内で市内統一し、その結果、岩井海水浴場で7日間の期間短縮となった。</p>	商工観光部 観光プロモーション課
11	観光トイレ管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光トイレは設置数を増やすのではなく、観光トイレの利用形態及び他の公共施設や民間施設等との連携を踏まえた市内トイレの設置が所等の見直し、改修や改築を実施する。</li> <li>・維持管理経費については、毎年見直しを実施する。</li> </ul>	観光トイレ廃止	<p>公衆トイレは、千葉県で整備を推進しているとおり観光客等に対してのおもてなしのために不可欠な施設であり、海岸線を中心に64箇所（富山17、富浦14、三芳3、白浜14、千倉9、丸山2、和田5）設置されている。 維持管理費を抑制するため、老朽化しているものを中心に利用頻度と配置を踏まえ、3箇所のトイレを廃止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 里見公園（富浦）</li> <li>・平成26年度 原岡キャンプ場（富浦） 伏姫籠穴見学駐車場（富山）</li> </ul>	商工観光部 観光プロモーション課
12	公園・遊歩道管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の維持経費に加え、施設の老朽化による改築や補修の必要性を考慮した施設の見直しを行う。</li> <li>・利用者の少ない施設や観光目的を達成していない施設については、関係者と協議を行い廃止を含めた管理をする。</li> <li>・維持管理経費については、毎年見直しを実施し、経費の節減に努めているが、管理委託が、民間、自治会、老人会、ボランティア任意団体、地元有志団体等が行っているため、格差の是正を行う。</li> <li>・維持管理経費については、毎年見直しを実施する。</li> </ul>	<p>苗代等の観光公園維持経費の見直し</p> <p>観光公園管理委託費の減額</p>	<p>公園・遊歩道等の管理はランニングコストがほとんどであるが、花の公園広場「花夢花夢」に多年草の芝桜を用いるなど、植栽に際しての花の種類選定や数量、時期の検討により経費削減に努めた。</p> <p>※平成22年度に公園管理事務の一元化について検討した結果、平成23年度に白浜地区のめがね橋公園や農村公園等の管理を各担当部署から移管した。</p>	商工観光部 観光プロモーション課
13	観光施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽は、一年草から多年草に変更し、苗代金の節減を図る。</li> <li>・雑草の抑制をするため、間伐材を活用したチップを敷くなどして環境に配慮した取り組みを行う。</li> </ul>	苗代金等の観光施設管理経費の見直し	<p>業務委託内容を精査して委託費の削減を行った。 国道128号白渚花壇等の道路沿いにある花壇について、植栽苗を数年かけて維持管理費の削減が見込める多年草へ一部変更することを検討するとともに、苗代の発注等に際しては、極力経費削減に努めた。</p>	商工観光部 観光プロモーション課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
14	道の駅管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度からの新たな指定管理に向け、指定管理として行う維持管理区分を明確にし、使用料なども見直しを行い、指定管理料の積算を行う。</li> <li>指定管理料の見直し</li> </ul>	維持管理経費の見直し 指定管理料の見直し	とみうら枇杷倶楽部について、各道の駅施設の利用料金の改定及び指定管理料の減額と同様に、平成23年度から施設の使用料金を値上げしている。また、電球のLED化等で、電気料など維持管理経費の節減に努めている。市が負担すべき部分を明確にし、指定管理者制度に移行するよう検討した。 他の道の駅について、平成23年度からの指定管理基本協定書を基に、施設の管理運営を行うとともに、利用料金の段階的な値上げと指定管理料の減額を行った。 次期の指定管理更新に向け、市が負担すべき部分を明確にし、指定管理料の積算を行う。	商工観光部 観光プロモーション課
15	道路維持管理事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で対応可能な、市道敷の草刈、側溝清掃、常温合材等による簡易な舗装補修や、コンクリート舗装の打替えを地元施工で実施する。</li> </ul>	市道草刈の施工方法の見直し 道路補修の施工方法の見直し	市道の草刈は行政区については「市民と行政の協働によるまちづくり」が浸透し、地元区でのボランティア作業が多く実施され、また防災協力会の協力により年2回の草刈が実施され道路美化が図られた。 道路維持補修については、緊急性のあるものなどから優先的に工事発注をすすめ、また地元労力をお願いし原材料・機械借上の助成で、より多くの整備が出来た。 今後は、簡易な点々補修のための地元区への常温合材支給は、その使用箇所を確認する。	建設環境部 建設課
16	投票区の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票環境の公平性の確保及び施設のバリアフリー化、来場者の駐車場の確保などを推進するため投票所を52箇所から27箇所に再編する。</li> </ul>	投票区の再編	平成22年4月11日執行の市長・市議会議員選挙より、投票区を52箇所から27箇所とし、25箇所削減した。 (農業委員会委員選挙の投票区については、28投票区から14投票区に再編した。) また、投票区の再編に伴い、ポスター掲示場の設置箇所を341箇所から214箇所とし、127箇所削減している。 引き続き、公共施設の統廃合等が行われる予定であり、現在利用している投票所施設が再編される場合、投票所移転、あるいは投票区統合等、総合的管理が求められる。	選挙管理委員会
17	公民館機能を所掌する職員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山及び三芳の公民館の夜間代行員は、平成21年度空調設備の改修に伴い、平成22年度から廃止を検討する。</li> <li>用務員は、平成23年度分館の施設再編に伴い廃止する。</li> </ul>	夜間代行員の廃止 用務員賃金の廃止	公民館の夜間管理については、平成26年度から全て利用者による自主管理とし、夜間代行員を廃止した。 富山公民館については、出張所機能や市民協働との複合施設のため用務員を週5日(3.5時間)配置している。 他の公民館については、一般事務職員(非常勤)が清掃等も対応している。	教育委員会 生涯学習課
18	日常業務の改善を恒常的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常業務についての全庁的な点検と改善を各職場の自主的な運動と合わせて実施し、経費の削減と効率的な事務執行を図る。</li> </ul>	日常業務の見直し	各地域センターへのメール便の運行について、臨時職員対応として経費の削減を図った。 庁舎管理等に係る各種業務委託について、長期継続を含めコスト削減に向けて検討を行い改善に努めた。 平成26年度から、電気(電力会社)の一般競争入札による調達を実施し電気料の削減に努めた。 今後も、一般事務経費の縮減は、常に取り組むべきテーマであり、職員への経費削減意識の啓発に努めていく。	全庁

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ② 健全な財政運営の確保

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化計画（H. 18～22）の進行管理の実施と決算数値及び経済情勢に伴う見直しを定期的に行う。</li> <li>・H23年度より新たな財政健全化計画を策定し、進行管理を行う。</li> </ul>	財政健全化計画策定	<p>南房総市の財政運営は、依存財源率が非常に高く、国の動向に左右されやすい状況である。</p> <p>平成26年度に策定した第3期財政健全化計画においても、自主財源の確保や歳出削減など、行財政改革を推進するとともに、本市を取巻く情勢等の変化に応じて、弾力的な対応を図るため、毎年、計画を見直していく必要がある。</p>	総務部 行革財政課

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ③ 補助金等の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	補助金等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業自体の見直しを根本的に実施し、補助金の見直し基準の適正な執行を行う。</li> </ul>	見直し基準の適正な執行	<p>当初予算編成をはじめ、随時、補助金等の見直しを行った。</p> <p>引き続き、補助金等見直し基準の適正な執行を行い、補助金等の適正化を図る。</p> <p>また、外部検討組織の設置についても引き続き検討を行う。</p>	全庁

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ④ 業務の一元化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	学童保育事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度中に「次世代育成支援行動計画」を策定するが、特に保育所・学童保育については、計画策定のために設置したワーキングチームで、地区ごとに課題を出し、施設統合及び幼保一元化を含めて検討し、いくつかの案についての意見をまとめ、課題と方向性を次世代育成支援行動計画に反映していく。</li> <li>平成22年度には、平成21年度に保育所再編・学童保育あり方についての課題と方向性を基に、(仮)保育所再編・学童保育所のあり方計画書を策定していく。</li> </ul>	学童保育事業の見直し	<p>&lt;取り組みへの考え方&gt; 合併前の旧町村から、さまざまな運用がされてきた幼稚園児、保育所児、小学校児童の受け入れ体制について、幼稚園・保育所の再編と併せた幼保一体化への移行を踏まえ、事業の見直し、統一を推進する。</p> <p>&lt;主な成果&gt; 幼稚園児については、幼稚園が在園児を対象に実施する預かり保育事業への移行を順次実施した。また子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園が実施する預かり保育についても地域子ども・子育て支援事業としての位置づけがされた。</p> <p>&lt;改善点&gt; 「小学校児童」と対象が明確化された学童保育の対象について、本市においては当面「小学4年生」までとした。小学校5・6年生に対する放課後対策のあり方について検討・推進していく必要がある。また国の放課後総合子どもプランに基づき、次世代育成支援の観点から保育を必要とする児童の「放課後子ども教室」等の展開等、全ての児童を対象とした放課後対策のあり方の検討が求められている。</p>	教育委員会 子ども教育課
2	防犯灯等管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道路線と防犯灯設置位置の整理をすると共に、地区別の設置数なども勘案し、市の負担のあり方について検討する。</li> <li>方針決定後、行政区との協議を実施する。</li> <li>平成21年度から22年度にかけて夜間照明灯については一元的に調査を実施する。</li> <li>設置状況を把握し、設置の重複などの問題面も確認する。</li> <li>関係部署で協議した後、一元的な管理に向けた体制を築く。 ※ 主体構造物に付随する照明灯（一体管理が望ましいもの）については除外する。</li> <li>管理台帳の整理を実施中。</li> <li>関係各課で管理体制について調整する。</li> </ul>	市道路線と防犯灯設置位置の整理  市の負担のあり方について検討  方針決定後、行政区との協議  夜間照明灯の一元的調査	<p>これまで経費の削減と環境改善に向けて検討してきたLED化について、平成26年度から、既存の防犯灯、観光街路灯、合計7,632基について一括でリース方式によるLED化を実施し、約3,000万円の電気料と修繕料の削減を図った。 新設の道路照明灯は、LED照明灯を設置していくが、既存の道路照明灯については、改善費用が嵩むことから現状維持とした。</p> <p>また防犯灯管理台帳の整備及びシステム化を実施した。 市道路線と防犯灯設置位置の整理については、管理台帳の整備およびシステム化により整理することができた。</p> <p>市の負担のあり方については、行政区で管理していたものを引きあげて、市で一括管理するよう一度決定したものを、再度行政区に管理を戻すのは困難と判断し、維持管理費を削減する方向へ方針転換し、防犯灯をLED化することで、電気料金や修繕料などの維持管理費の大幅な削減につなげることができた。</p>	市民生活部 消防防災課  商工観光部 観光プロモーション課  建設環境部 管理課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
3	市道等の植栽管理事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道及び公園の植栽について。関係する管理部署と管理体制について再検討し、一元的な管理に向けた体制の見直しを行う。</li> <li>・業者、区、老人会、有志団体等に委託しているため、統一した管理経費の見直しを行う。</li> <li>・ボランティア活動による維持管理体制への移行を図る。</li> </ul>	市道植栽管理の見直し  公園管理の統合	現在、委託により実施している植栽管理について、アドプト制度等を含めた検討を行った。 その結果、現在委託している団体が、植栽業者による委託に比べ極めて廉価なものと考えられることに加え、現在委託している団体以外でより廉価に受託できる団体等はないと判断した。 このため、今後も現受託者との関係に配慮して植栽管理を行うこととした。	建設環境部 管理課
4	学校給食センター管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食事務に係る事務の一元化</li> <li>・白浜学校給食センターの千倉学校給食センターへの統合</li> <li>・施設の再編に伴う栄養士・調理員・事務員等の効率的な配置</li> <li>・導入可能施設から調理業務の民間委託の検討</li> <li>・調味料等の基本物資の賄材料の一括仕入れ</li> <li>・物資の地産地消の推進</li> </ul>	事務の一元化 白浜と千倉学校給食センターの統合 栄養士・調理員・事務員等の効率的な配置 調理業務民間委託の検討 基本物資の賄材料の一括仕入れ 物資の地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から市内4つの学校給食センターの事務を一元化し、管理運営体制の統一を図った。</li> <li>・平成22年9月に白浜と千倉学校給食センターの統合を実施した。</li> <li>・平成26年度から市内4つの学校給食センター全てで調理・配送・洗浄・清掃の業務が民間委託となった。今後も民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れた効率よい事業運営と衛生面の充実に努めていきたい。</li> <li>・米は全て地元産コシヒカリを県学校給食会を通じ一括購入することができた。今後、更に基本物資の一括仕入れについて、検討を行う。</li> <li>・地産地消の推進をする。</li> <li>・外房地区3つの学校給食センターの現状と課題を踏まえ、将来的な施設整備の検討を行った。今後は、学校給食を止めない範囲で既存施設の改修を計画的に進めていきたい。</li> </ul>	教育委員会 教育総務課

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ⑤ 公共的団体、出資法人の強化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	第三セクターの再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅第三セクターの再編を検討し、中間支援機能部門の設置、業務分担等の整理、新たな企画、営業及び施設管理等を行う。</li> </ul>	第三セクターの再編	道の駅運営組織（第三セクター・5社）の位置づけや将来像を踏まえた再編が求められており、また、道の駅ローズマリー公園の管理・運営を民間事業者が行うことから、(株)丸山町振興公社の経営戦略の転換が必要であり、第三セクターの統合を検討を行った。 その結果、第三セクターの業態が類似している3社、(株)とみうら、(株)の里、(株)丸山町振興公社を統合した。 ○新会社設立 平成24年10月1日 3社統合後の経営安定を優先的に、統合による課題等を検証・解決にあたる。	商工観光部 観光プロモーション課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
2	観光事業の観光協会主導型への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併と同時に南房総市観光協会も設立されている。</li> <li>観光情報の集約する仕組みや案内所の在り方を再構築し、案内業務の強化に取り組む。</li> <li>観光協会が企画立案し、観光商品の開発から情報発信まで一連の業務ができるような機能構築を目指す。</li> </ul>	観光協会の機能強化	<p>平成26年度から、観光プロモーション課内に置いていた観光協会本部を、観光インフォメーションセンターに移し、業務の一元化がされ本部の機能強化を図った。</p> <p>協会内に組織検討部会を立ち上げ組織のあり方、会費、イベントについて、協議が行われ始めた。</p> <p>最終目標は観光協会の法人化と自主的運営であるため、協会の一本化により一歩前進したと考えられる。</p> <p>平成27年度以降、会費について統一化が図られた後は、その収入に見合ったイベントの精査・見直しが行われる予定となっている。</p>	商工観光部 観光プロモーション課

## 2 事務事業の見直し

### (2) 事務事業のコストの縮減・統合化

#### ⑥ 公営企業の経営健全化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	病院事業のコスト縮減・統合化	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療材料共同購入については、県内自治体病院が一体となって共同購入を検討しており、平成22年度からの実施に向け調整中である。</li> <li>公立病院改革プラン（H21.3策定）に基づき、経営形態の見直し、地域医療のあり方、職員の意識改革等、経営の健全化を図る。</li> </ul>	<p>診療材料の県内自治体病院による共同購入</p> <p>経営形態等の検討協議</p>	<p>千葉県国民健康保険直営診療施設協会に加盟している公立病院等で診療材料に関して調査分析を実施しており、使用されている同一品目の多い診療材料等に関して共同価格交渉に努めている。調査分析をする事により、診療材料の情報が明確となり、当院との違い等を把握することができ、今後の改善の参考と成りうる。</p> <p>しかし当院のような小規模な病院では、同一品目が少なく、また少量であるので大きな成果は出ていない。</p> <p>院内の幹部職員等において、経営方針及び改善等に関して検討しているが、具体的な対応策は未定である。引き続き、経営改善に向けた協議検討を進めるが、今後千葉県から方針等について協議検討を有する案件が示される可能性がある。</p>	富山国保病院
2	医業収益の増収対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営安定の為に、空きベッドの解消と外来患者の増が必要であり、ホームページ等を利用しながら病院のPRに努め、増収化対策に努める。</li> <li>他の医療機関との連携強化に努め、紹介また斡旋等に努める。</li> </ul>	<p>ホームページ等の利用による病院のPR</p> <p>他の医療機関との連携強化</p>	<p>病院PRのため、ホームページ及び広報紙で外来案内、入院案内、人間ドック等の案内を掲載した。</p> <p>更にホームページを活用した新しい情報を発信するために、民間企業と契約し定期的に院内の最新情報をお知らせした。</p> <p>他の医療機関等との連携強化を図り、患者の紹介、斡旋などに努めた。</p> <p>引き続き、最新情報を周知することで信頼される医療機関を目指していく。</p>	富山国保病院

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
3	経営の効率化及び安定給水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿セメント管約4.1kmを平成20年度から平成33年度の14年間で更新する。</li> <li>※効果 事業の実施により、漏水の防止、有収率の向上による維持管理費の低減が図れる。 また、地震災害による断水被害が軽減され経営の効率化及び安定給水の確保が図れる。</li> </ul>	配水管布設替	<p>国庫補助事業にて石綿管の配水管布設替を実施していたが、平成23年度で石綿管更新事業が終了したことから、平成24～25年度は単独での布設替となった。</p> <p>平成26年度から新規の国庫補助事業にて整備を開始し、計画どおり事業の進捗ができた。</p> <p>今後も計画どおり配水管布設替を実施していく。</p>	水道局
4	給水管の維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が保有している情報をマッピングシステム（管網図）に反映させ、システムの充実を図る。</li> <li>・市指定水道工事店組合に水道加入及び漏水修理の受付から工事完了までの業務が実施できるよう、組織体制づくりを促進する。</li> </ul>	<p>マッピングシステムの充実</p> <p>市指定水道工事店組合への業務委託の促進</p>	<p>マッピングシステム内の新設加入等の入力整備を図った。 （旧事業体ごとに動いていたマッピングシステムの統合は、平成22年度に終了した。）</p> <p>マッピングシステムの精度を上げていくことと、新設改造の際の入力整備を続けていく。</p> <p>南房総市管工事組合に打診し、組合への要望を整理した。</p>	水道局
5	浄水場施設整備及び管理の一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白浜浄水場の薬品注入設備の一元化に向けての自動化</li> <li>・平成20年度に策定した施設整備更新計画の見直しを23年度に実施し、ダム管理設備も含めた更新、また電気・動力設備の更新計画の前倒しの実施</li> </ul>	<p>白浜浄水場の薬品注入設備の一元化に向けての自動化</p> <p>ダム管理設備も含めた更新、また電気・動力設備の更新計画の前倒しの実施</p>	<p>平成22年度に白浜浄水場の薬品注入設備の自動化を実施した。</p> <p>平成22年度に、電気設備等の更新を実施した。</p> <p>設備機器の更新により水処理能力が向上した。</p> <p>構造物補修により耐久性向上が見込める。</p> <p>コンピュータと通信回線により、各浄水場の運転状況の監視、各配水施設の状況監視、映像による監視等が可能となった。</p> <p>また、将来的には、制御機能が必要である。</p>	水度局
6	水道料金収納業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収金の徴収対策として、未納者に対し、納入の催告通知や戸別訪問を行い、応じない場合は、給水停止を実施するなど、収納対策の強化を図るとともに、未収金の回収に努める。</li> </ul>	<p>未収金の回収</p> <p>給水停止の実施</p>	<p>水道料金の滞納者に対し、督促状や催告状の発送を行い、これらとともに戸別訪問を行った。</p> <p>納付相談に応じ、納付誓約書の提出を求めた。</p> <p>納付誓約書の提出を拒んだり、居留守など、悪質な場合は給水停止を執行した。</p> <p>平成23年10月から収納業務の全面委託を実施したことにより、給水停止が厳格に執り行われていることから、回収率は向上している。</p>	水道局
7	未利用資産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用の旧朝夷水道企業団の事務用地と建物の有効活用を図る。</li> <li>・現在、南房総市管工事組合に使用を許可し、使用料を納付していた。</li> </ul>	<p>財産の有効利用</p> <p>自主財源の確保</p>	<p>未利用の旧朝夷水道企業団の事務用地と建物の有効活用を図るため、土地や建物の貸付を実施した。</p> <p>自主財源の確保のため、南房総市管工事組合に土地等の使用許可を行い、使用料を納付してもらっていたが、同組合より、施設が海岸線にあり有事の際に事務所として不適であるため返却の申し入れがあり、平成24年度末で使用を終了した。</p> <p>施設の老朽化に伴う屋根瓦の飛散が著しいことから、撤去を検討し、当該資産の価値と撤去費用を比較したところ資産価値以上に撤去費用がかかることから、所管換えにより一般会計において施設の撤去を行う。</p>	水道局

### 3 公共施設再編の推進

#### (1) 公共施設の見直しの検討結果の実現化への移行

##### ① 公共施設等の適正配置と効率的な運営

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	公共施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市としての一体性の確保と適正配置」、「管理体制の統一と利用向上、コスト削減の対策」、「利用者視点に立った機能重複の調整」、「行政の役割の見直しによる民間活力・市民力の活用」、「施設の老朽化と安全性の確保」を基本的な考えとして、公共施設の再編については適正な施設配置と機能充実のバランスや市民サービスの向上を図り、各施設の方針が決定次第、準次実現化に取り組んでいく。</li> </ul>	公共施設の再編の推進	<p>【支所再編】</p> <p>①平成23年度は、三芳保健センター内の保健福祉部を三芳支所に移転、白浜支所内を改修し、土地改良区、商工会などを集約した。富山支所を富山公民館に移転し平成24年度より稼働した。</p> <p>②平成24年度は、旧千倉支所に朝夷行政センターを整備し、併せて丸山分庁舎から水道局を移転した。</p> <p>③白浜地区において、(仮称)白浜コミュニティセンターを建設し、白浜フローラルホール、白浜保健福祉センター、白浜休養村管理センターの機能集約を行うこととなった。</p> <p>【学校再編】</p> <p>①平成23年度より、富浦地区の小学校が統合、白浜地区の幼・小が統合</p> <p>②平成24年度より、富山地区の幼・小が統合</p> <p>③平成26年度より、千倉地区の幼・小が統合、丸山中・和田中が統合</p> <p>【公共施設等総合管理計画の策定】</p> <p>平成27年度に公共施設の個別計画を作成し、各施設の方向性を決め、計画を完成させる。今後は、公共施設再編地区別プランと併せて、施設再編と適正配置を推進する。</p>	総務部 行革財政課
2	学校等再編推進事業及び学校跡地等の利活用促進、財産処分の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区学校再編検討委員会による再編方針案の検討、地区説明会の実施。</li> <li>地域主体（自主管理）による、廃園・開校施設の活用方法の決定、又は財産処分の実施</li> </ul>	<p>学校等再編第1期地区推進事業</p> <p>学校等再編第2期地区推進事業</p> <p>学校等再編第3期地区推進事業</p> <p>学校跡地等利活用促進、財産処分</p>	<p>①平成23年4月1日統合・・・富浦小学校と八束小学校が統合し、新たな富浦小学校となった。白浜幼稚園と長尾幼稚園が統合し、新たな白浜幼稚園となった。白浜小学校と長尾小学校が統合し、新たな白浜小学校となった。</p> <p>②平成24年4月1日統合・・・岩井幼稚園と平群幼稚園が統合し、富山幼稚園となった。岩井小学校と平群小学校が統合し、富山小学校となった。</p> <p>③平成26年4月1日統合・・・七浦幼稚園、忽戸幼稚園、朝夷幼稚園及び健田幼稚園が統合し、千倉幼稚園となった。七浦小学校、忽戸小学校、朝夷小学校及び健田小学校が統合し、千倉小学校となった。</p> <p>丸山中学校と和田中学校が統合し、嶺南中学校となった。</p> <p>④平成28年4月1日（予定）・・・南幼稚園と丸幼稚園が統合し、新たな南幼稚園となる見込みとなった。南小学校と丸小学校が統合し、新たな南小学校となる見込みとなった。</p> <p>⑤丸山地区と和田地区の統合小学校及び幼保一体施設を嶺南中学校隣接地に建設することとなった。</p>	教育委員会 教育総務課

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
3	保育所再編の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度中に「次世代育成支援行動計画」を策定するが、特に保育所・学童保育については、計画策定のために設置したワーキングチームで、地区ごとに課題を出し、施設統合及び幼保一元化を含めて検討し、いくつかの案についての意見をまとめ、課題と方向性を次世代育成支援行動計画に反映していく。</li> <li>平成22年度には、平成21年度に保育所再編・学童保育あり方についての課題と方向性を基に（仮）保育所再編・学童保育所のあり方計画書を策定していく。</li> </ul>	保育所再編の計画策定	<p>&lt;取り組みへの考え方&gt; 今後の本市の幼稚園・保育所のあり方を総合的に検討し、より良い形での統廃合や幼保一体化を進めていくため、幼稚園・保育所等再編計画を策定する。</p> <p>&lt;主な成果&gt; 平成23年度に幼稚園、保育所の再編に係る計画を策定した。</p> <p>&lt;改善点&gt; 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保等を図るため、各市町村は子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を定めることとされており、新制度の施行に当たって法定の事業計画を策定した。事業計画については、策定した後も継続的に実施状況の点検・評価・見直しを行っていくことが求められており、幼保の再編整備と併せて、当該事業計画における量の見込みや確保方策に係る進捗状況を点検・評価していく必要がある。</p>	教育委員会 子ども教育課
4	市営住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化と安全性の確保から、地域住宅計画を策定し、計画的な住宅環境の整備を図る。</li> <li>老朽化が著しい住宅について、入居者の退去後に取壊しを実施する。</li> <li>土地建物の払下げを希望する入居者に積極的に払下げを実施する。</li> </ul>	地域住宅計画による計画的な整備の実施 住宅及び用地の払い下げ	地域住宅計画及び公営住宅長寿命化計画に基づき、今後の市営住宅の再編整備計画について検討を実施した。 白渚団地建替事業について、平成24年度に説明会及び移転意向調査を実施し、期限までに退去の周知を図った。平成26年度は、残り4名すべての入居者が、民間アパートや身内の持ち家への自主退去となった。また、平成27年度には、解体を予定している また、長寿命化計画に基づき、南三原団地の外壁及び給排水管改修工事を実施した。 老朽化した富浦・富山地区市営住宅の再編については、平成25年度及び平成26年度と2回にわたり入居者への払下げを含めた意向調査を実施した。平成26年度の最終意向調査においては、不動産鑑定による価格の提示及び建設予定地の説明等を行った。その結果、37戸の払下げ希望、29戸の移転希望、6戸の自主退去となった。払下げについては、国・県に公営住宅法に基づく、譲渡承認申請を提出、承認後の払下げ手続きを実施。平成27年4月1日譲渡契約を行う。	建設環境部 管理課

### 3 公共施設再編の推進

#### (2) 公共施設等の有効活用

##### ① 公共施設等の有効活用

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	公有財産の有効活用	・遊休財産について現状を把握し、財源確保のため積極的な売却や貸付けを実施する。	遊休財産の調査 遊休財産の貸し付け 遊休財産の売却	遊休財産（土地）の売却を実施するため、平成24年11月に普通財産売払事務取扱要綱を作成し、売却を開始した。 公有財産活用検討委員会による遊休財産の有効活用検討を行った。 ○売却実績 随意契約 10件 24,097,855円 一般競争入札 3件 21,180,000円 合計 13件 45,277,855円	総務部 行革財政課

#### 4 組織機構の見直しと定員の適正化

##### (1) 組織機構の見直しと人員配置及び事務配分の見直し

###### ① 組織機構の見直し

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所のあり方や施設の統廃合、また、本庁業務の徹底した見直しを適宜図り、適正な行政機構の配置を行っていく。</li> <li>部や課の統廃合等の見直しにより、組織をスリム化していく。</li> </ul>	支所のあり方の見直し 本庁業務の徹底した見直し 部や課の統廃合	<b>【支所のあり方の見直し・本庁業務の徹底した見直し】</b> ①取扱業務を極力変更しない中で、本庁と支所の作業分担を見直し、業務効率を上げることで、6支所体制を1支所、5出張所体制に改編した（平成24年度実施）。 ②特命業務の進捗管理を行い、業務管理を徹底した。 <b>【部や課の統廃合】</b> スリムで効果的な組織に転換するため、定員適正化計画の進捗に併せ、各年度の人員にあった適正な機構改革を実施した。 <b>【今後に向けて】</b> 定員適正化により、組織機構の更なるコンパクト化が求められるため、上記の検討を継続していく必要がある。	総務部 総務課
2	人員配置及び事務配分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革を推進する中で、職員数を削減せざるを得ない中では、本庁業務のシステムの見直しを行うことで、より機能的な人員配置や事務分掌の見直しを実施していく。</li> </ul>	人員配置の見直し 事務配分の見直し	<b>【人員配置の見直し】</b> 平成28年度までの特命業務の見直しに関する進行管理と、類似団体や近隣市の事務配分、配置数を比較検討するなど、事務の効率化による職員削減計画を更新し、中期的な人員配置計画を作成するなど、各年度に適した配置見直しを実施した。 <b>【事務配分の見直し】</b> 効率的で効果的な業務運営を行うため、事務配分の見直しを行い、機構改編を実施した。	総務部 総務課

#### 4 組織機構の見直しと定員の適正化

##### (2) 定員適正化と給与水準の適正化

###### ① 定員の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	定員適正化計画の策定と定員適正化の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併によるスケールメリット等を最大限に活かし、行政改革全般の効率化や歳入の状況等により、退職者に対する採用を長期的な観点から推計して策定する。</li> <li>また、策定した計画に基づき、適正な採用や行政改革全般の進捗管理に反映させていく。</li> <li>退職勧奨制度を活用した職員数の削減</li> </ul>	定員適正化計画の策定 定員適正化の実施 退職勧奨制度を活用した職員数の削減	<b>【定員適正化計画の策定】</b> 第3期定員適正化計画を策定。 <b>【定員適正化の実施】</b> 第2期定員適正化計画の職員補充方針に基づき、定員の適正化を実施。 <b>【退職勧奨制度を活用した職員数の削減】</b> 退職勧奨制度を活用した職員数の削減を実施。	総務部 総務課

#### 4 組織機構の見直しと定員の適正化

##### (2) 定員適正化と給与水準の適正化

###### ① 定員の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
2	臨時（非常勤）職員の雇用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用状況の把握</li> <li>・適切な雇用制度の検討、雇用事務の取扱いを簡素でわかりやすく、見やすいものにするための見直し</li> <li>・登録制度の見直し</li> <li>・賃金基準表の見直し</li> <li>・効率的な事務体系の見直し</li> </ul>	雇用状況の把握 雇用制度 登録制度 賃金単価 事務体系	臨時職員等登録制度の見直しや臨時職員管理システムの導入等により、臨時職員等雇用の公平・公正化や事務の効率化が図られた。 今後、正規職員数の減少や事務の増加に伴い、臨時職員等の必要性が更に増加すると考えられるが、賃金単価の上昇や社会保険の適用拡大（週20時間以上）など雇用コストの増加が見込まれることから、適正な雇用であるかの検証を行い、雇用者数の抑制に努める必要がある。	総務部 総務課
3	職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安定した職場環境の整備に向け、以下の方策を更に推進する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康相談窓口の開設</li> <li>② メンタルヘルス研修の実施</li> <li>③ 長期休職者等の職場復帰相談の実施</li> <li>④ 超過勤務縮減に向けたワークライフバランスの推進</li> <li>⑤ 安全衛生委員会の開催</li> </ol> </li> <li>・職員自己申告制度の導入 行政職給料表6級以下の職員及び技能労務職給料表の適用を受ける職員を対象に自己申告制度により自己申告書の提出を求める。 自己申告の内容は、現在の職務状況、職務履歴、配置希望、今後の進路、健康状態、受けてみたい研修、ボランティア等の状況、自己評価で実施する。</li> <li>・職員希望降任制度の導入 職責の増大に伴い、身体的又は家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員の降任に対する希望を尊重し、職員の職務に対する意欲の向上及び組織の活性化を図る。</li> </ul>	健康相談窓口の開設 メンタルヘルス研修の実施 長期休職者等職場復帰相談の実施 超過勤務縮減に向けたワークライフバランスの推進 安全衛生委員会の開催 職員自己申告制度の実施 職員希望降任制度の実施	「人材育成基本方針（H25.3改訂）」「特定事業主行動計画（H24.4改訂）」及び「職員の心の健康づくり計画」「職員のメンタルヘルスプラン」「職員の心の健康のための早期対応と円滑な職場復帰及び再発防止に向けた対応マニュアル」を整備（H22）するとともに、職場の安全衛生及び職員の健康管理やメンタルヘルスに関する対策等を推進してきた。 様々な行政ニーズや公務員を取り巻く環境の変化に対応していくためには、職員の健康管理と快適な職場環境づくりに対する意識の醸成が不可欠となる。職員の健康管理及び職場の安全衛生に関して、職員への定期的な啓発に努めるとともに、職場の推進体制の充実やその他施策対策について、職員職場の意見等を踏まえて、全庁的に取り組んでいく必要がある。	総務部 総務課

#### 4 組織機構の見直しと定員の適正化

##### (2) 定員適正化と給与水準の適正化

##### ② 給与水準の適正化

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	職員給与の適正化	<p>・今後も人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告及びその実施状況を勘案し、国及び千葉県に準ずる方向で給与の適正化を図っていく必要がある。</p> <p>① 適正な給与制度の見直し            ② 各種手当の見直し            ③ 勤務実績の給与への反映の検討            ④ 給与支給状況の公表</p>	<p>適正な給与制度の見直し            各種手当の見直し            勤務実績の給与への反映の検討            給与支給状況の公表</p>	<p>国の人事院勧告及び県の人事院勧告を勘案し、国及び県に準ずる方向で給与の適正化を推進した。            各種手当の見直しについては、当市や県の状況を鑑みて、通勤手当については千葉県に準じた取り扱いとし、自宅に係る住居手当や特殊勤務手当（塵芥処理事務手当、事務業務手当、主任業務手当、副主任業務手当）については廃止とした。            平成26年度から管理職の勤勉手当に勤務実績の反映を実施している。広報誌やホームページにより、適正に給与支給状況の公表を実施した。</p>	総務部 総務課

## 5 人材育成による職員の資質の向上

### (1) 職員研修の充実

#### ① 職員研修

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、今までのあり方を維持していくものとするが、マンネリ化に配慮するとともに、研修に参加しやすい職場環境づくりを行い、研修に参加できる機会をより多く創出していく。</li> <li>・特に、「職員自らが考え自ら行う研修会」を充実させ、より多くの職員が講師となり、また、受講者として参加できるよう努めていく。</li> </ul>	国、県、民間への職員の派遣 研修機関での研修 自ら考え自ら行う研修会	南房総市人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため以下のおり職員研修を実施した。平成24年度からは新規採用職員等に係る人材育成研修を、また平成26年度からは外部講師による研修会を新たに実施し、さらなる資質の向上を図っている。今後も引き続き自発的な研修の参加を促していくこととし、また自前の研修については、効率的な研修方法について検討し、実施していくこととする。 <b>【過去5年間の研修参加人数（延べ人数）】</b> ①派遣（長期）：30人 ②派遣（短期）：838人 ③職員が自ら考え自ら行う研修会：1, 194人 ④新規採用職員等に係る人材育成研修：24人 ⑤外部講師による研修会：72人	総務部 総務課

## 5 人材育成による職員の資質の向上

### (2) 人事評価制度の活用

#### ① 人事評価

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	人事評価制度の導入と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度に対する職員の理解促進と納得性の向上を図るため、研修や試行を実施するとともに、試行結果の検証や相談対応等を行い、引き続き、本市の組織風土にあった「人事評価制度」の構築に努める。</li> <li>① 第2次試行の実施：対象職員を全職員に拡大し、制度に関する理解を深めるとともに、手順・手法等について検証する。</li> <li>② 研修の実施：制度の仕組み等の理解や評価に関する手法等を習得するため、評価者／被評価者 研修を計画的に実施する。</li> </ul>	第2次試行の実施 評価研修の実施 本格運用	事務の段階に合わせて、目標設定及び評価基準理解の2回の評価者研修会を毎年度実施した。目標設定の意義、手順及び評価基準の共通理解等が図られ、制度運用の定着化が進んでいる。 組織目標や職員間での目標連鎖など、目標管理の手法が組織運営に貢献できる形での運用の在り方を検討する必要がある。 管理職は平成23年度から、一般職は平成24年度から人事評価制度の本格運用を開始している（派遣、休業等職員を除く全職員を対象）。 人事評価は、目標設定、中間、目標確認の3段階による事務手続きにより確認し、目標達成度及び行動実践度について5段階で判定するとともに、評価シートの作成や上司と部下との面談等の制度運用を通して組織運営及び人材育成を推進している。 部下による上司評価制度は平成23年度から実施している。 今後、人事評価の結果を、適正な人事管理や人材育成等に活用していくためには、評価の公正性、客観性及び納得性を高める仕組みや運用の見直し等の検討が必要となる。	総務部 総務課



## 6 歳入の確保

### (1) 税収入等の確保と自主財源の増収対策

#### ② 自主財源の増収対策

番号	実施項目	実施概要	実施内容	第2期計画の成果及び改善点	主となる所管課
1	公金の効率的な資金運用	・ペイオフ対策を考慮しつつ、歳計現金・基金について、引き続き定期預金・国債・国庫短期証券・地方債等で運用する。	資金運用（歳計現金・基金）	安全性を重視した定期預金の運用、国債、地方債等での確実、かつ、有利な資金運用が図れた。 今後も自主財源の少ない本市での財源を確保するため、確実、かつ、有利な資金運用が図る必要がある。	会計課
2	ふるさと納税の推進	・職員や市民に対して制度への理解と推進を促し、市外の方への協力を得る。	職員、住民に対する制度の理解と推進	ふるさと納税の周知方法の検証と寄附金の充当先メニューの拡大を検討した。 また、平成27年度からはふるさと納税の推進に併せて、特産品等を用いた地域のPRを行うため、返礼品の制度化を行い、ふるさと納税の推進を強化する。	企画部 企画政策課
3	公共物等有料広告掲載の拡充	・先進地の事例を参考に南房総市に即した媒体・形態での有料広告掲載拡大により、新たな財源の確保を図る。	公共物等有料広告掲載の拡充	広報みなみぼうそう等への有料広告を継続して行うとともに、有料広告を掲載しやすい新たな媒体の発掘や現状の掲載基準等の改正等（掲載位置、掲載料）を調査・研究し、有料広告掲載の拡充を図る。	総務部 行革財政課
4	企業誘致の推進	・用地や施設等の企業立地関係情報の整備及び情報発信、千葉県企業立地課との連携を密にして、立地企業情報収集や指導を受けて企業誘致を推進する。	企業誘致の推進	継続されている東京湾アクアラインの料金引下げや圏央道の延伸など、東京圏からの近さを企業・起業家にPRすることができた。引き続き南房総市の良さを効果的にPRができるよう創意工夫をしていく必要がある。 また、「企業誘致及び雇用促進に関する条例」、「中小企業新事業及び雇用創出支援事業」や新たに創設した各種優遇策を広く市内外の企業・起業家にも宣伝広告をすることができた。引き続きSNSなどの活用も含めて、地方創生を推進するためにも広く制度周知をしていく必要がある。 企業誘致については、引合い企業に空き公共施設等を紹介して、企業立地できるよう進めた。引き続き引合い案件があるので、交渉を続けていく必要があるが、一部においてすぐに紹介できる用地、施設がないためその調整に日数が必要となる。	商工観光部 商工課